

月例研究会（2024年10月23日）

植民地期朝鮮における林野政策と火田民

鄭 歆 耿

本報告は、筆者のこれまでの研究「朝鮮総督府の火田民移転事業——甲山火田民事件（一九二九年）を事例に」『朝鮮史研究会論文集』第60集、2022年と「『朝鮮林政計画』と火田民——咸鏡南道新興郡東上面における火田整理事業を事例として」『日韓相互認識』第12号、2023年の内容を一部修正し、植民地期朝鮮における日本帝国主義の林野政策が火田民の生活に与えた影響をさらに深掘りしたものである。

火田とは日本でいう焼畑に該当する。林野において火入れを行った跡地を畑として馬鈴薯や燕麥などを栽培しながら一定期間暮らしたのち、地力が消耗するとまたほかの林野に入って耕作を繰り返す農民を火田民といった。

本報告では、まず、朝鮮北部の咸鏡南道新興郡東上面（以下、東上面）において、日本窒素傘下の朝鮮水電株式会社（以下、朝水）が赴戦江水力発電所「開発」に伴い行った火田整理事業を事例として、朝鮮総督府（以下、総督府）が1926年に樹立した「朝鮮林政計画」（以下、「林政計画」）が火田民にもたらした弊害について考察した。

「林政計画」における火田整理方針に基づき、総督府は東上面において水力発電所「開発」に着手していた朝水に、火田民と、水力発電所「開発」により水没区域となる地域に居住した住民の整理事業を一任した。

「林政計画」における火田整理方針の根幹は、農耕地として開放した第一種不要存国有林に火

田民たちを、移転・定着させることによって、一定程度の生活を送れるようにすることにあったが、結果的に東上面において火田民は居住地・耕作地を奪われ、困窮な生活を余儀なくされた。また、「林政計画」による国有林管理体制の強化は、朝鮮北部内の「原籍地」から人々を押し出し、東上面所在の要存国有林に集まることを促した。結果として、火田民は増加し、東上面における居住地と耕作地の不足が深刻化し、火田民の生活状況は逼迫の一途を辿ったのである。このように「林政計画」は植民地支配下で火田民となった人びとにとっては、その生存を脅かすものであったといえる。

次に、総督府が施行した火田民移転事業について、甲山火田民事件を事例として検討した。

甲山火田民事件の現場となった瀧々谷（ポンポムル）においては、1929年4月までに火田民の一大部落が形成されていた。この部落では、部落内において村長を選出し、部落独自の規則を設けるなどして、火田民みずからが部落の自治を行っていた。

総督府の移転事業は、森林資源を確保するという「林政計画」に基づく国有林経営の観点から実施された、「火田侵襲防止策」という性格を帯びていた。この移転事業は、火田民を不毛地帯である耕作黙認地へと移転させ、そこに押し込めることを目的とする抑圧的なものであった。そのため、瀧々谷火田民たちは、それに対し積極的に抵抗した。瀧々谷火田民たちの抵抗に呼応し、新幹会をはじめとする社会運動団体が甲山火田民事件に対する活動を展開した。これに対して、総督府は甲山火田民事件に関する社会運動団体の活動を封殺した。しかし、それ以降も瀧々谷火田民たちによって、部落再建活動が「合法的」かつ多面的に行われたのである。（ちよん・そんぎょん 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）